

有田川町ケアマネジメントに関する基本方針

令和5年4月1日
有田川町長寿支援課

自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上を図るため、「有田川町ケアマネジメントに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

1. 基本方針の目的

介護保険法第1条（目的）において「要介護者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、（中略）国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定しています。

自立支援・重度化防止の推進においては、介護支援専門員による、適切かつ質の高いケアマネジメントが重要です。そのため本町では、ケアマネジメントの適正化や質の向上を通じて、介護保険制度の基本理念である自立支援・重度化防止を実現できるよう、基本方針を策定するものです。

2. 自立支援・重度化防止に向けて

自立支援・重度化防止の推進にあたっては、利用者本人の自己決定を尊重することが重要です。そのため、「本人の希望する生活」の意向をふまえて、阻害している要因（個人要因・環境要因）を解明する自立支援型のアセスメントに基づき、本人の意向を確認しながらケアプランを作成します。

その際、「利用者等の意向・要望をすべて受け入れることが、本人にとって最善のケアプランとは限らない」ということに注意が必要です。自立に向けて現実的で明確な意向を持っている利用者の中には、その実現に向けた具体的な方法を本人とともに検討してケアプランを作成します。しかし、実際の状態と乖離した意向がある場合は、その理由を解明し、本人の現状認識を深める働きかけ等を行い、自立に向けた意欲を喪失している場合は、本人の想いを引き出し、意欲を高める方法を一緒に検討することが必要です。

また、自立は一度でなし得ることではないため、具体的な将来目標に向けて段階的にケアプランを見直していくことが大事です。併せて、利用者の自立への想いをサポートできるよう、家族や地域に対して協力を求めていく必要があります。

※平成30年10月9日厚生労働省 介護保険最新情報 vol.685 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」を一部引用

3. 有田川町の取り組み

本基本方針を推進するにあたり、地域ケア会議の実施、ケアプラン点検及び在宅医療介護連携の推進等に取り組み、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、本基本方針の関係団体への普及・啓発を継続的に行います。